

横須賀市児童養護施設等新型コロナウイルス感染症拡大防止対策
事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、児童養護施設等において新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、新型コロナウイルス感染症拡大防止に要する経費に対し補助金を交付することにより、業務の継続的な実施に資することを目的とする。

2 補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び規則の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に認可等を受けた又は所在する次のいずれかに該当する施設・事業を設置・運営する法人又は個人とする。

(1) 児童福祉法に規定する児童養護施設、乳児院、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業

(補助対象経費及び限度額)

第4条 この要綱における補助対象経費及び1施設又は1事業当たりの限度額は別表のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、国や他の自治体、横須賀市が実施する助成を受けているものは対象外とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

(補助額)

第6条 補助事業に対する補助金の額は、予算の範囲内において、別表の各項に定める対象経費の実支出額と当該各項に定める基準額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

2 補助金の額は、補助対象経費と認められる額の全額とする。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費に係る明細書
 - (2) 領収書の写し
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- (書類の整備等)

第8条 補助事業者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿を当該補助事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費	限度額
<p>1 かかり増し経費 （職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費）</p> <p>2 感染拡大防止用の備品購入経費等</p>	<p>1 児童養護施設、乳児院 1 施設あたり 1,000,000円</p> <p>2 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業 1 か所あたり 1,000,000円</p>